

白市参会議第1号

平成23年11月15日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市市民参加推進会議

会 長 吉 井 信 行

平成22年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申）

平成23年7月1日付け白市活第45号で諮問のありました平成22年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、慎重に審議した結果を以下のとおり答申いたします。

平成23年度市民参加推進会議

会長 吉井信行 副会長 池川悟

委員 上坂千昭 加藤重雄 小林 茂 坂野喜隆

谷本滋宣 土山勝實 野崎恒昭 林 章

答 申

本年度の市民参加推進会議は、新たに委嘱された 10 名の委員で市長から諮問された事項について調査審議するため、平成 23 年 7 月 1 日の第 1 回会議から平成 23 年 10 月 12 日まで 5 回の会議を開催し、答申書をまとめました。

答申書では、平成 22 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価の 4 事業と、市民参加条例の検証・見直しについて、市民参加推進会議において調査・審議したことを整理しました。

平成 22 年度市民参加実施状況に対する総合的評価については、事業が終了した 2 事業の総合的評価と事業継続中の 2 事業の総合的評価を実施しました。

事業が終了した 2 事業については、いずれも積極的に市民への情報提供、参加機会の確保がなされており、かつ、実施した市民参加の結果に対して定期的に市民へ情報公開されていました。

このような取り組みが、市民参加の方法の一つの取り組みのモデルとして広く市が実施する事業において浸透することを期待します。

また、市民参加条例の検証・見直しについては、過去の答申結果を踏まえて今後の見直しの方向性について議論を行いました。

今回の審議においては、十分な議論を尽くして、見直しすべき事項についての答申を導くまでには至りませんでした。市民参加を更に推進するためには、市民参加条例に基づき実施される機関・事業を拡大するために条例の改正が必要である。という考え方で一致しました。

市民参加条例が抱える課題については、条例の改正のように長期的に検討を重ねたうえで解決する事項と、新たな市民参加の手法の検討・活用など運用による短期間で実施可能な改善により、市民参加条例を更に実効性の高い条例とすることが必要です。

本市民参加推進会議では、市民と市が目的を共有し、市民参加を進め、信頼関係を築きながらそれぞれの責務を担うことで、協働へと進展していくことを願っています。

市長におかれましては、この答申書を受け、市の将来像であります「市民と築く安心で健康なまちしろい」の実現に向けて、更なる市民参加の推進の取り組みについて、鋭意努力をしていただくようお願い致します。

答申 1 : 平成 22 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

白井市第 4 次総合計画後期基本計画策定事業では、市からの市民に対する情報提供や働きかけが適切に行われており、市民もそれに応じたことから充実した市民参加が適切に行われました。このような取り組みが、市民参加方法の一つの取り組みのモデルとして広がることを期待します。

また、事業継続中の 2 事業については、平成 22 年度末時点までに実施した市民参加の実施状況における総合的評価であることから、今後実施する予定の市民参加についての評価は行っていないため、事業終了時にあらためて総合的評価を行います。

今回の評価では、事業継続中の 2 事業については、平成 23 年度以降に実施を予定している市民参加についての評価が含まれていないため、評価点数が低くなっていますが、今後の事業展開にあたって、市が市民参加の幅を広げて、様々な市民が参加手法を取り入れていただくとともに、市から積極的に市民への情報提供が行われることを期待して、中間評価したものです。

(1) 白井市第 4 次総合計画後期基本計画策定事業	○(85 点/100 点)
(2) 男女共同参画推進行動計画策定事業	○(75 点/100 点)
(3) 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業	○(61 点)
(4) 白井市環境基本計画策定事業	△(43 点)

本事業は事業継続中で平成 22 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

本事業は事業継続中で平成 22 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

※各事業における総合的評価の詳細については P. 7~14 を参照

1. 総合的評価から見えた課題

市民参加条例では、最も大切な市の責務として市民が必要とする正確な情報を積極的かつ迅速に提供し、市民と情報共有を図ることとしています。

本年度における市民参加の実施状況を評価するにあたり、市として情報提供のあり方について整理し、統一理解のもとで提供することが望ましいと考えています。

2. 方向性

情報提供にあたっては、情報の中身を考えながら、62,000人の市民にわかりやすい表現で以下の点に留意しながら情報提供してください。

(1) 「誰に」情報を伝えたいかを意識する。

情報を受ける人の行動にあわせて、情報を提供することが必要です。既に現在、駅や郵便局に広報しろいを配置していますが、その他にも、例えばスーパーや病院、金融機関などの人が集まる場所に積極的に市の情報を発信することが必要です。

市が平成21年に市民2,500人に実施した第12回住民意識調査によると、市政の情報を入手する手段として、広報しろいは回答者の約8割の市民が利用しています。世代ごとの市政の情報入手手段を調べると、広報しろいを利用する率は年齢が高くなるにつれて上がっています。その一方で、年齢が低くなるほど市ホームページを利用する率も高くなっています。

したがって、若年層や働き盛り世代に情報を発信するときには、広報しろいと併せて市ホームページにより情報を補完的に発信することで、多くの市民に情報を伝えることができます。

このように、どこにどのような情報を発信すれば、どの市民にとって情報を受け取ることが可能となり、市民参加できるか。ということ意識しながら、情報発信を心掛けてください。

(2) 市民が「どのような」情報が欲しいのかを意識する。－情報の使われ方を意識－

市が、市民に情報を提供する時は、多様性と公平性の観点から、様々な情報を様々な方法でいろいろな人々に公平に行う必要がありますが、ただ漫然と情報を発信した場合、ムダな情報提供となりかねません。市が発信している情報を市民がどのように受け取っているか、どのようなことを必要としているかについては、情報提供と併せて定期的に調査を行う必要があります。

また、情報を発信する際には、受け手である市民がどのようにして情報と接する

かということ意識しながら発信する必要があります。

例えば、広報紙とホームページは、いずれも多くの人にまとまった情報を発信するのに適した情報発信の方法ですが、誰でもわかりやすく読めるという「読むこと」に適している広報紙と、探したい内容を「調べる」「探す」ことに適しているホームページとでは、市民が欲しい情報の性質が異なります。

広報しろいは、情報をまとめてわかりやすく、そして多くの市民に一度に伝えることができますが、発行作業に時間を要するため、あらかじめ情報を作成する必要があります。そのため即時性の高い情報には適していません。

また、費用が比較的高額なこと、訂正や追加といった情報の更新を行うことがないというデメリットはありますが、提供できる情報は、既に決まっていることについて「わかりやすく」掲載するのに適しています。そのほかにも定期的に情報発信されることから、時候柄の情報発信にも適しています。

市ホームページは、情報を適宜掲載するとともに情報を更新することができるので、これから決まることや現在進行中のこと、そして決まったことの全ての情報を安価に掲載して提供することが可能ですが、情報を得るためには、パソコンや携帯電話などの電子機器の操作が必要なため、全ての市民が、市ホームページから情報提供を受けることはできません。

ホームページでの情報を利用して、数多くの情報を網羅的に調べることは可能ですが、探す作業が必要であり情報を受ける市民の負担があります。また、情報の更新が容易であるため、情報の発信にあたっては、情報の更新を求められており、情報を発信する市の側においても負担があります。

広報しろいは「手元にあって」見るもので、市ホームページは「必要があって」見るものですので、情報提供を行う際には、この違いを理解したうえで、市民がどのような状態で、どんな情報を求めているかということ意識しながら、最も適した情報発信の方法を検討する必要があります。

(3) 「どうしたら」情報がわかりやすく伝わるか意識する。

広報しろいをはじめ、市では情報を市民にわかりやすくする取り組みについて既に実施しているところですが、今後も引き続き、わかりやすい平易な言葉を使用し、多くの市民が、わかるような情報の発信を心がけてください。

また、外国語に由来するものやワークショップなどの市民になじみの薄い言葉を利用するときは、日本語の併記や欄外などに注釈を行うか、イラスト・写真などを活用して言葉を見た人が、その内容をイメージしやすくなるような工夫をしてください。

【事業終了】

白井市第4次総合計画後期基本計画策定事業（平成21～22年度）

総合評価： ○ 85 点 / 100 点満点

コ メ ン ト
<p>○ 非常にバランスのよい市民参加が行われており、積極的に情報を提供する姿勢が感じられる。特に、事前説明会を含め市民への情報提供、参加機会が積極的になされたことと併せて実施した市民参加の結果に対して定期的に情報公開をしていることは非常に高く評価したい。</p> <p>○ 市からの市民に対する情報提供、働きかけがなされており、市民の方もそれに対応し、結果として市民参加が適切に行われていた。市民参加の方法の一つの取り組みのモデルとして評価としたい。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 ※H20.4～H23.4 総合計画審議会（審議会等）設置 ※H21.6～H21.7 アンケート調査実施 ※H21.9～H22.2 ワークショップ（3回）開催 ※H22.8～H22.9 パブリックコメント募集 ※H21.9 まちづくり講演会 開催
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	○	【実施状況】 ※H19.10.1～ 広報しろい等で公募委員募集 ※委員15名のうち5名市民公募委員 （市民5名、学識5名、諸団体代表5名） ※応募者10名のうち、選考基準に従い5名選定 ※会議は9回全て公開で開催（土/平日夜 開催） ※議事録すべて公開済 【コメント】 ○適切である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	15	○	<p>【実施状況】 ※H22.8～H22.9 パブリックコメント募集(23日間) ※H22.8.15 募集記事掲載(広報しろい) 市HP、情報公開コーナー、各センターに資料設置 ※8人50件から意見あり ※H22.11～ 意見公開 広報しろい、市HP、情報公開コーナー、 各センターで公開 ※H22.11.15 意見への市の考え方公表 (広報しろい)</p> <p>【コメント】 ○適切である。</p>
アンケート調査実施 (10)	10	○	<p>【実施状況】 ※H21.6.20～7.7 第12回住民意識調査実施 対象：市内在住18歳以上男女2,500人 回収率54.3% ※H21.10.1 住民意識調査報告書の結果を広報しろいに掲載</p> <p>【コメント】 ○調査結果の公表にあたり、図を用いるなど工夫されており、非常にわかりやすい。</p>
意見交換会開催 (15)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
ワークショップの開催 (10)	10	○	<p>【実施状況】 ※分野別ワークショップ 3回開催 参加者数合計205名(うち市民85名) ※H22.1.15 広報しろいに第1回、2回の開催状況 と主な意見掲載</p> <p>【コメント】 ○市の情報提供が盛んであり、市民の関心も高く、 盛況であったと評価する声が多い。 ○参加者のうち市民の参加者が若干少ない。</p>
市民への情報提供 (15)	15	○	<p>【実施状況】 ※情報公開コーナー・広報しろい・市ホームページ・ 各センター窓口・図書館に各種資料を設置して、 市民へ情報を提供 ※H21.9.20 まちづくり講演会開催</p> <p>【コメント】 ○関係資料もたくさん提供され、市民の関心を喚起 したのは評価できる。 ○ワークショップの盛り上がりにもみられるように情 報提供は行き届いている。</p>

【事業終了】

男女共同参画推進行動計画策定事業(平成 21～22 年度)

総合評価： ○ 75 点 / 100 点満点

コ メ ン ト
<p>○ わかりやすい市民への情報提供など計画策定について、市民参加は概ね適切に行われていた。既に計画推進のため意識啓発に取り組まれているが、これからも持続的に必要である。</p> <p>○ パブリックコメントについて、応募のあった意見を計画に取り入れるなど市民参加が適切に行われているが、寄せられた意見についての市の考え方の公開が計画策定後となっているのが残念である。事業の重要性を考えると、意見募集期間の拡大も含めて、もう少し早い時期でのパブリックコメント募集が望ましい。</p> <p>○ 広報しろいにおけるアンケートの結果公表においても、市民がわかりやすいように工夫しているだけに、男女別の回答などがあれば、なお良かった。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 ※H20. 1～H22. 1/H22. 7～H24. 7 男女共同参画推進懇談会（審議会等）の設置 ※H21. 8～H21. 9 アンケート調査実施 ※H23. 2～H23. 3 パブリックコメント実施
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	○	【実施状況】 ※H22. 3. 15 広報しろい等で公募委員募集 ※委員 14 名のうち 6 名市民公募委員 ※応募者 10 名のうち、選考基準に従い 6 名選定 ※会議は 7 回全て公開で開催（平日昼開催） ※議事録すべて公開済 【コメント】 ○適切である。 ○出席率があまり良くない回があるのは残念である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	15	○	<p>【実施状況】 ※H23.2～H23.3 パブリックコメント募集(15日間) ※H23.2.15 募集記事掲載(広報しろい) 市HP、情報公開コーナー、各センターに資料設置 ※18人100件から意見あり ※H23.6～ 意見公開 広報しろい、市HP、情報公開コーナー、 各センターで公開 ※H23.6.1 意見への市の考え方公表 (広報しろい)</p> <p>【コメント】 ○パブリックコメントの意見の募集時期が年度末であったため、パブリックコメントにおける市の意見の公開が計画策定後となっているのが残念である。計画の重要性を考えると、募集期間の拡大も含めて、もう少し早い時期での募集が望ましい。</p>
アンケート調査実施 (10)	10	○	<p>【実施状況】 ※H21.8.15 アンケート調査事前周知掲載(広報しろい) ※H21.8.28～9.14 住民意識調査を市民・在勤者に分けて実施。 ※市民調査 市内在住20歳以上男女2,000人 回収率49.5% ※在勤者調査 市内企業・関連団体500人 回収率36.4% ※H22.6.15 アンケート調査概要を広報しろいに掲載</p> <p>【コメント】 ○広報しろいにおけるアンケートの調査結果の公表資料については、調査目的からすれば、男女別の回答率を記すことが望ましい。 ○在勤者のアンケート回収率を上げる方法を検討するべきである。</p>
意見交換会開催(15)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
ワークショップの開催 (10)	-	-	<p>【実施状況】 実施なし</p>
市民への情報提供(15)	15	○	<p>【実施状況】 ※情報公開コーナー・広報しろい・市ホームページ・ 各センター窓口・図書館に各種資料を設置して、 市民へ情報を提供 ※男女共同参画情報誌「ステップ」等で情報を周知</p> <p>【コメント】 ○情報誌「ステップ」をはじめ、あらゆる機会を通じて、情報提供に努めているのは評価できる。</p>

【事業継続中（中間評価）】

第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業(平成22年度～)

総合評価： ○ 61 点

本事業は事業継続中で平成22年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト
<p>○ ヒアリングの調査結果を予定通り公表するとともに、計画案に対するパブリックコメントを予定通り実施していただきたい。</p> <p>○ 市民参加条例第24条に規定する「その他の方法」として、事業者等団体にヒアリングを行ったことは、条例で規定されたアンケート等の市民参加の手法と比べて、自らが検討して実施した意欲的取り組みであることから評価した。 ただし、情報公開が現時点では限られていることから、情報公開について、今一層の成果を期待したい。</p>

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	20	○	【実施状況】 ※H21.12～H24.12 介護保険運営協議会(審議会等)設置 ※H23.1～H23.2 アンケート調査実施 ※H23.1～H23.2 市内18事業者等へのヒアリング ※H24.1～(予定) パブリックコメント実施予定
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	15	○	【実施状況】 ※H21.10.1 広報しろい等で公募委員募集 ※委員15名のうち5名市民公募委員 (市民5名、学識5名、事業者等5名) ※応募者6名のうち、選考基準に従い5名選定 ※会議は3回全て公開で開催(平日昼開催) ※議事録すべて公開済 【コメント】 ○適切である。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	—	—	【実施状況】 実施なし ※H24.1～(予定) パブリックコメント実施予定
アンケート調査実施 (10)	8	○	【実施状況】 ※H23.1.31～2.18 第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査を3区分の対象に対して実施 対象① 要支援(1/2)/要介護(1/2)/65歳以上男女 2,000人 計2,809人 回収率77.0% 対象② 要介護(3～5)の在宅者 371人 回収率68.2% 対象③ 市内在住40歳以上64歳未満男女2000人 回収率61.7% ※H23.11.1(当初予定 H23.9月ごろ) 調査結果の概要を広報しろいに掲載予定 【コメント】 ○概ね適切であるが、アンケート調査結果の公表が当初の予定より遅れたのは残念である。
意見交換会開催(15)	—	—	【実施状況】 実施なし
その他の方法(10)	9	○	【実施状況】 ※H23.1.19～2.9 事業者等団体ヒアリング 対象 事業者等18団体 ・介護事業者関係12団体(施設8、居宅4) ・在宅介護支援センター4団体 ・社会福祉協議会・ボランティアセンター 目的 アンケートや給付データだけではつかめない実態を把握するため直接ヒアリングを行い、実態に即した計画を策定するため ※H23.9月ごろ(予定) 調査結果の概要を広報しろいに掲載予定 【コメント】 ○計画策定にあたり、意欲的な取り組みであることから期待を込めて評価した。 ○ヒアリング調査の結果公表が待たれる。
市民への情報提供(15)	9	△	【実施状況】 ※審議会委員募集にあたっては、情報公開コーナー・市ホームページ・各センター窓口で情報提供 【コメント】 ○情報提供は審議会に関する一部のもの以外現在のところ見当たらない。 ○アンケート調査と事業者団体ヒアリングの調査結果の公表が待たれる。

【事業継続中（中間評価）】

白井市環境基本計画策定事業(平成 22 年度～)

総合評価： △ 43 点

本事業は事業継続中で平成 22 年度末時点までの評価です。事業終了後にあらためて評価します。

コ メ ン ト
<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会開催の周知が実施されておらず、また審議会の議事録、アンケートの結果の公表が遅れていることなど、市民への情報提供の取り組みが極めて弱い。 ○ 結果の公開は、様々な市民の意見を得るきっかけとなるので、審議会後に速やかに議事録を公開するなど、市民への情報提供に積極的に取り組むこと。 ○ なお、本事業は平成 23 年度までの事業であり、現時点では市民参加も途上にあることから、今後に予定されているワークショップ、意見交換会の開催やパブリックコメントの実施にあたっては、市民参加の幅を広げて、様々な市民が参加できるような環境を作るとともに積極的に市民への情報提供が行われることを期待して評価した。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
実施した市民参加の方法 (20)	15	△	【実施状況】 ※H22. 11～H24. 3 白井市環境基本計画策定委員会（審議会等）の設置 ※H22. 12～H22. 12 アンケート調査実施 <H23 実施予定> ※H23. 4～（予定） ワークショップの開催 ※H23. 11～（予定） 意見交換会の実施 ※H23. 11～（予定） パブリックコメント実施予定
審議会等の設置 (15) ・公募委員の募集・参加 ・公募・委員の選定基準 ・会議回数と開催時間 ・会議の傍聴 ・会議公開	11	○	【実施状況】 ※H22. 7. 15 広報しろい等で公募委員募集 ※委員 30 名のうち 9 名市民公募委員 （市民 9 名、市内事業者 3 名、市内環境団体 3 名、市職員 15 名） ※応募者 10 名のうち、選考基準に従い 9 名選定 ※会議は 2 回全て公開で開催（平日昼開催） ※議事録 3 回会議とあわせて公表予定（未公開） 【コメント】 ○会議を事前周知せず、また会議録を公開していないことは、条例の趣旨に鑑みて不適切である。 ○会議は事前に周知し、また会議を公開で実施したうえで、結果について広く市民に周知することは、作成プロセスを市民に知ってもらうためにも必要なので、必ず実施して下さい。

評価項目(配点)	点数	評価	実施状況とコメント
パブリックコメント募集 (15)	-	-	【実施状況】 実施なし ※H23. 11～(予定) パブリックコメント実施予定
アンケート調査実施 (10)	8	○	【実施状況】 ※H22. 12. 1 アンケート調査事前周知掲載(広報しろい) ※H22. 12. 1～12. 13 白井市環境基本計画の策定に伴うアンケート調査 ①対象 市内在住男女 2,000人 回収率: 51.2% ②対象 事業者・社 300件 回収率: 56.7% ③対象 小中学生(小6, 中3) 655人 回収率: 79.2% ※H23. 8 アンケート調査結果掲載予定 (広報しろい) 未掲載 【コメント】 ○回収率の高さなどアンケート調査自体は概ね適切であるがアンケート結果が公開されていないため、速やかな公開が求められる。 ○アンケートを行うことで市民に関心を喚起すると効果もあるので、結果は公開する必要がある。 ○白井市の緑は、民有地の山林も多いので、所有者をアンケートの対象とするなど工夫があればなお良かった。
意見交換会開催(15)	-	-	【実施状況】 実施なし ※H23. 11～(予定) 意見交換会実施予定
ワークショップの開催 (10)	-	-	【実施状況】 実施なし ※H23. 4～(予定) ワークショップ実施予定 審議会を3部会に分け、各部会3回ずつ実施
市民への情報提供(15)	9	△	【実施状況】 ※広報しろい、市ホームページ、各センター窓口、図書館等に各種情報を設置して市民へ情報を提供 ※環境基本計画、環境白書等の冊子を作り情報提供 【コメント】 ○市は、環境について環境基本計画、環境白書などの冊子を作成して、環境について情報提供を行っているが、情報提供が十分でないため、あまり市民に知られていない。 ○白井市環境基本計画策定事業においても、会議開催の事前周知や議事録の公表がなされておらず、市民への積極的な情報提供の姿勢が極めて弱い。 ○情報提供は、自治会やホームページの活用など工夫を凝らして積極的に実施すべきである。

答申2 市民参加条例の検証・見直しについて

平成16年6月29日の市民参加条例の施行以降、市民参加が市民や行政に浸透してきたことについて一定の評価をすることができます。

しかし、昨年度に当市民参加推進会議が答申したとおり、条例制定後に制定された他市町村の条例と比較検証をしたところ、いくつかの課題が明らかとなっています。

そこで、本年度については、あらためて過去に答申された課題を検証したうえで、今後の見直しの方向性について答申します。

課 題

1. 他市町村の市民参加条例及びそれに類する条例に比べ市民参加の実施機関・対象事業が少ない
2. 大規模施設の整備計画については、対象とする事業費を明確にする必要がある。
3. 審議会等における公募委員の数、割合が低い状態で、横ばいに推移している。応募者にも偏りがみられ、特に女性の参加のほか、様々な職業、世代の市民が参加する機会が少ない。

見直しの方向性

課題の解決のためには、長期的に検討を重ねて条例改正により解決すべき事項と、運用を改めることにより改善が図れる事項があることから2つの視点で見直しの方向性を検討しました。見直しの方向性については、次年度以降も引き続き審議をしていきます。

【条例改正により長期的に見直しすべき事項】

1. 市民参加の更なる推進を図るために、市民参加条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象事業として「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公

共施設」などの事業を追加して実施事業も拡大する必要があります。

2. 大規模施設の整備計画については条例に大規模施設の定義がないことから、条例により定義することが望ましいと考えます。ただし、市民生活に何らかの影響を与える施設については十分に考慮する必要があります。

【新たな視点を加えて運用により見直しすべき事項】

1. 市民参加の拡充を図るための工夫として、公募委員の拡大を積極的に進める必要があります。しかし、一方では、参加する市民の顔ぶれが同じで、参加する市民の実数が少ないという問題もあります。
そこで、審議会等の公募委員の募集にあたっては、委員の役割や会議内容、日程など市民の視点に立ってできるだけ詳しくお知らせするとともに、特に30歳代から、40歳代の働き盛り世代や女性に関心を持てるようにインターネットの活用などの工夫をしてください。
2. また、様々な世代や職業、性別の市民が市政に対して市民参加できるように、住民基本台帳からの無作為抽出された市民が、報酬を得て、専門家からの情報提供を得ながら、市の課題について討議して提言を行う市民参加の手法である「市民討議会」などの新たな市民参加の方法の研究が必要です。
3. パブリックコメントは、市民の意見を広く募集して市政に反映しようとするもので、市民が行政に意見を出せるチャンスであることから、市でも多くの案件について実施されていますが、市民にはあまりなじみのない言葉ですので、広報などで表記を行うときは、「パブリックコメント（意見公募）」と日本語を併記して下さい。日本語を併記することで、言葉の内容が、かなりわかりやすくなります。

■年度別市民参加条例該当事業

年 度	事業数	該 当 事 業 名
平成 22 年度	4 事業	白井市第 4 次総合計画後期基本計画策定事業 男女共同参画推進行動計画策定事業 第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 白井市環境基本計画策定事業
平成 21 年度	5 事業	健康増進計画策定事業 白井市次世代育成支援地域行動計画策定事業 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定事業 災害時要援護者避難支援プラン策定事業 白井市耐震改修促進計画策定事業
平成 20 年度	3 事業	第 1 地区コミュニティセンター施設整備事業 市民グラウンドの設置及び管理に関する条例の廃止及び大体施設の整備事業 第 4 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業
平成 19 年度	2 事業	第 8 次白井市交通安全計画策定事業 白井市環境基本計画改定事業
平成 18 年度	3 事業	白井市障害者計画策定事業 白井市都市計画法に基づく開発行為に係る技術的細目の強化等に関する条例（事業中止） 白井市国民保護計画策定事業
平成 17 年度	5 事業	総合計画推進事業 白井市男女平等推進行動計画策定事業 行政改革実施計画策定事業 第 3 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業 白井市自転車駐輪場整備計画事業
平成 16 年度	1 事業	次世代育成支援地域行動計画策定事業
合 計	24 事業	

※第 4 次総合計画前期基本計画において規定する市の事業は 313 事業

※複数年にわたる事業で既に事業が終了した事業については、事業終了年度に加えた。

■審議会等の公募状況と公募委員における女性委員の推移

年 度	審議会等数	委員数	公募委員		公募の女性委員	
			公募 委員数	公募の割合 (対委員数)	公募女性 委員数	女性の割合 (対公募数)
平成 22 年度	51 機関	569 人	91 人	16.0%	28 人	30.8%
平成 21 年度	52 機関	567 人	80 人	14.1%	27 人	33.7%
平成 20 年度	52 機関	558 人	88 人	15.8%	17 人	19.3%
平成 19 年度	55 機関	624 人	92 人	14.7%	24 人	26.0%
平成 18 年度	55 機関	602 人	102 人	16.9%	26 人	25.4%